

## 市有地への進出企業を募集します



分譲地番号	主な所在地	概略面積		備考
		平方丈	坪	
1	登別市登別東町3丁目10番4の内	4,750	1,440	第2種住居地域
2	登別市登別東町3丁目10番4の内外	5,400	1,630	
3	登別市登別東町3丁目10番4の内外	3,600	1,090	

市は、登別東町3丁目で分譲する予定の市有地に、業務施設用地（営業所や商業施設など）として進出する企業などを募集します。

分譲地は国道36号に近接し、道道洞爺湖登別線沿いにあり、道央自動車道登別東インターチェンジから車で約3分の、物流の利便性に優れた場所にあります。

近年では登別温泉の知名度から海外観光客も多く、観光客をターゲットにした商業施設の立地に最適です。

また、隣接する区画には、6月に(株)ホームマックニコットが出店しました。

なお、ソーラー発電施設など、工作物施設の建設はできません。

### ▶ 問い合わせ・申し込み

契約・管財グループ (☎ 011-84)

### 国民年金保険料

#### 『免除制度』

#### 『若年者猶予制度』

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合に、申請により保険料の納付を免除・猶予する制度です。免除や猶予を受けず保険料が未納の状態では、障がいや死亡など不慮の事態が生じたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

#### ◇ 免除制度

##### ◎ 全額免除制度

前年の所得に基づき、保険料の全額（月額1万5千590円）を免除します。

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※全額免除の期間は、全額納付したときと比べ、年金額は2分の1として計算されます。

##### ◎ 一部納付（一部免除）制度

前年の所得に基づき、保険料の一部を免除します。

※一部納付は次の3種類です。

・4分の1納付（保険料額3千900円・年金額は8分の5）

・2分の1納付（保険料額7千800円・年金額は4分の3）

・4分の3納付（保険料額1万1千690円・年金額は8分の7）

※一部納付（一部免除）制度は、保険料の一部を納付することで、残りの保険料が免除される制度です。一部

保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障がいや死亡など不慮の

事態が生じたとき、年金を受けることができなくなる場合があります。

【手続きに必要なもの】

年金手帳または納入通知書、印鑑、失業の場合は『雇用保険被保険者離職票』の写しまたは『雇用保険受給資格者証』

20歳から29歳までの方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

納付猶予承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。

【手続きに必要なもの】

免除申請の手続きに必要な書類と同じ

※免除制度、若年者納付猶予制度が承認された期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。

※平成26年4月から、国民年金保険料について、過去2年1ヶ月分まで遡及して、申請免除・若年者納付猶予の申請ができるようになりました。

申請先 年金・長寿医療グループ、各支所

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎ 011-842137)